

福原委員長

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成25年9月9日（月）

開 会（午前9時0分）

議案第53号に関して、現地視察を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩 午前9時1分

（※休憩中に議案第53号の審査のために、現地調査を行なう）

再 開 午前10時10分

**【議 事】**

○議案第80号 「市道路線の認定について」

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

桑島委員

開発業者はどこか。また、幅員が5mの理由はあるのか。

佐久間建設総

開発業者は、埼玉西パナホーム株式会社です。幅員の5mについては、

務課長

所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例において、新設の道路の幅員を4.2mとしていることから、これを受けて、開発業者が整備したものです。

石本委員

ここには住宅ができるという認識でよいのか。

佐久間建設総

住宅が15棟建設される計画です。

務課長

石本委員

幅員が5mということは、過去に付近で交通事故があったなどで出やすくさせているということなのか。

佐久間建設総

交通事故があったという話は聞いておりません。

務課長

桑島委員

なぜ幅員が5 mなのかの根拠はわからないということか。

守谷建設総務  
課主幹

ここには元々幅員5 mの位置指定道路があり、それに合わせたという状況があるようです。

久保田委員

この辺りの道路についても、すべて幅員は5 mなのか。

佐久間建設総  
務課長

この道路だけです。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第80号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第 8 1 号 「市道路線の認定について」

○議案第 8 2 号 「市道路線の廃止について」

福原委員長

議案第 8 1 号「市道路線の認定について」及び議案第 8 2 号「市道路線の廃止について」は、一括審査とする。

**【補足説明】** な し

**【質 疑】**

石本委員

市道路線の認定や廃止については、何月何日から認定又は廃止するということができるものなのか。

佐久間建設総務課長

市道路線の認定、廃止については、議会の議決を経て、市長が告示をしますので、その告示日からということになります。

石本委員

仮に 6 月定例会に市道路線の廃止の議案を提出して、この市道を 8 月 1 日から廃止するということはできたのか。

佐久間建設総務課長

このたびの議案は開発行為の許可がおりてから提出しましたことから、6 月定例会に議案を提出することは間に合いませんでした。

荒川委員

開発行為の根拠となる法律と趣旨について伺いたい。

佐久間建設総

この案件の開発行為は、都市計画法第 3 4 条第 1 4 号に該当し、開発審

務課長 査会の議を経て開発許可となります。開発行為の規定は、良好な街づくりをするためということです。

荒川委員 大型流通施設を所沢インターチェンジの半径5km以内に集約するということはどこに規定されているのか。

佐久間建設総務課長 平成17年に制定された流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく、特定流通業務施設です。

荒川委員 CO<sub>2</sub>の削減であるとか、その法律について伺いたい。

佐久間建設総務課長 先程申し上げた法律については、倉庫を集約化・効率化し、環境負荷の小さい物流を行うことにより、CO<sub>2</sub>を削減するということが主なものです。

荒川委員 現状ここは山林なので、むしろ山林伐採が続きCO<sub>2</sub>が増えていくという矛盾は感じないか。

佐久間建設総務課長 いくつかある倉庫を集約して、交通量を減らし、CO<sub>2</sub>を削減するということです。

久保田委員

開発許可を得るまでの過程を伺いたい。

佐久間建設総  
務課長

所沢市街づくり条例第22条に基づいて看板を設置します。地権者の同意も得ており、都市計画法第32条に基づいて道路の管理者である所沢市と協議をします。また、森林伐採に関しては森林法に基づく届出を提出しています。その後開発許可が下りた段階で廃道の議案を提出したものです。

久保田委員

開発にあたり住民との関係はどうだったのか。

佐久間建設総  
務課長

住民に対しては、所沢市街づくり条例第22条に基づき、平成25年4月5日に看板を設置し周知しています。

杉田委員

認定する道路は幅員が4.2m、長さが約200mだが、廃止する道路は何mなのか。

佐久間建設総  
務課長

廃止する道路部分については約200mで、面積については新しく造る道路は690.46㎡で、廃止する道路は354.57㎡です。

杉田委員

廃止する道路は2本あるが、2本の合計ということか。

佐久間建設総  
務課長

そのとおりです。

杉田委員

今回は認定部分の面積が広がるが、廃止部分の面積が広がるとどうなるのか。

佐久間建設総  
務課長

廃止する道路を補完する機能がある道路を造ることになるので、面積は同等かそれ以上ということになります。

桑島委員

市道3-35号線、市道3-36号線は行き止まり道路になっているが、行き止まり道路は認定しないのではないのか。

佐久間建設総  
務課長

この道路については、道路法ができた時に道路としての機能を有していますので、その機能を継続的に維持するため、そのまま認定するものです。

桑島委員

既存の権利については既存道としては認められても、新規に再認定する場合は認められないのではないのか。どのような根拠なのか。

佐久間建設総  
務課長

市道3-35号線、市道3-36号線については開発区域内の道路の部分を一部廃止し、それ以外の区域の道路を再認定するものです。なお、市道3-1094号線については市道3-35号線、市道3-36号線に接

しています。

桑島委員

市道3-35号線、市道3-36号線は、再認定である。所沢市は、再認定の場合は行き止まり道路でも再認定をするということなのか。それからその法的根拠はあるのか。

佐久間建設総務課長

市道3-35号線、市道3-36号線については現在その道路を使用している人もいることなど、道路機能を維持するため、前と同じ形で再認定するものです。

桑島委員

再認定であれば通り抜けできなくてもいいということか。

佐久間建設総務課長

開発区域内の道路部分だけを廃止するもので、それ以外の道路はそのまま認定するものです。

桑島委員

市道3-1094号線は新設で、既存の道路につながっているので問題ないが、横の道は通り抜けられるようになっているのか。

守谷建設総務課主幹

横の道路は私道であり市道ではありません。いわゆる畑道です。



桑島委員

赤道（あかみち）は既存の道路に関しては道路法が変わって既存の権利として確保されていることはよく分かるが、これを許してしまうと、開発行為で本来4.2mの幅員をとるところが新しく造ったときにセットバックしなくていいのかということになる。こういった理屈にどのように整合性をとるのか。

佐久間建設総務課長

市道3-35号線、市道3-36号線については、この道路を接道として建っている住宅等があるなど、道路機能を維持するため、再認定という形でお願いしたものです。

桑島委員

前面道路に接道しているのではないか。

佐久間建設総務課長

手前の大字中富1374番地の14の上に住宅等があり、この住宅が接道しています。

桑島委員

大字中富1374番地の2や大字中富1340番地の1は、接道確認が必要な建物なのか。そして、この市道部分で接道確認をしているのか。

福原委員長

根拠の件も含めて調べてもらうということによろしいか。（委員了承）

休 憩 午前10時35分

再 開 午前11時5分

高橋建設部長

再認定の法的根拠ということですが、行き止まりではいけないという明確な規定がないため、現況の道路の終点は前の路線と同じで、起点が少し縮まったということで、今回の再認定とさせていただきます。三富の中の畑と家屋があるところは、県道のところから住宅があって、住宅の裏までを認定としている道路がたくさんあります。中には市道3-25号線に接続しているところもありますが、ほとんどの道路が住宅の裏で止まっている状況です。その中で、今回開発があって、市道3-35号線の起点の部分が、市道3-1094号線という新しい広い道からとなり、その他の路線の位置は変わらないということで、今回の再認定をお願いしました。ただ、このような道路のあり方は今後研究させていただきたいと思えます。

桑島委員

再認定をした時点で幅員を4.2mにする必要はないのか。その根拠を伺いたい。

佐久間建設総務課長

今まで幅員の1.8mで利用形態等を考慮し、現状の道路としたままです。

桑島委員

市道は幅員を4.2mにするのが原則なのに、利用形態を考慮している

条例上の根拠を伺いたい。

佐久間建設総務課長 幅員4.2mの道路については、新設する道路で、今回については既存の道路の再認定になるためです。

桑島委員 今後は再認定の道路は幅員4.2mにしなくてよいということか。始点を変えるだけで、路線が同じであれば幅員は変える必要はないということか。

佐久間建設総務課長 現状の道路を廃止し再認定する場合は、このような形でやっております。

石本委員 昨年の12月に所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例が出された際に、市道は原則幅員4.2mにしていくと思っていたが、再認定の道路は幅員4.2mにしなくてよいというのは初めて聞いた。このような赤道に関する部内の議論はあったのか。

中島建設部次長 条例は道路を新設、改築する場合の幅員を4.2mとしたものであり、道路認定の幅員とは分けて考えておりました。今後道路認定に当たっては、何らかの基準を定める必要があると考えます。

石本委員	道路の認定、廃止のルールは現在どのようになっているのか。
中島建設部次長	道路の認定、廃止の順序は、議会の承認をいただいた後、告示をして廃道部分は工事着手となります。
石本委員	過去の建設水道常任委員会の質疑の中で、廃止と認定をセットでやっていくべきだという話があったと聞いた。その理由は、仮に開発業者が開発しなかった場合のリスクを考えてのことだったが、当時と変わったという認識でよいか。
中島建設部次長	以前は開発業者が完了した後に、廃止と認定の手続きをしておりましたが、議会の承認後に廃道部分を工事着手するというように変えております。
石本委員	他市はどのように行っているのか。
佐久間建設総務課長	ほとんどの市町村は、開発事業完了後に、認定と廃止を一緒にやっております。
桑島委員	赤道は赤道として、1.8mの道路を、新たにせっかく条例委任されたのだから、赤道という道路分類を作って認定すればよいのではないかとい

ったが、その必要はないといった。こういった異議がないように、また検討していただけるということでしょうか。

高橋建設部長

今回のような道をすべて幅員4.2mにするのは逆に不自然で、経済的にも非効率でもあるので、幅員の取り扱いは道によって変えてもよいかと、委員会の議論の中で私も思いました。今後研究していきます。

桑嶋委員

市道3-35号、市道3-36号は再認定だというが、これは市道番号をそのまま使うということである。わかりやすいので、既存道路の番号を使っていることを再認定としており、これを新たな道路としてやっているケースもあるのではないかと。その基準は何か。

佐久間建設総務課長

開発などで市道の起点もしくは終点に変更となる場合、既存の道路を廃止し、新たに認定するという形をとっております。

石本委員

廃道部分については開発されるが、この部分は市道だから工事させていないということだが、建設部が最後に現場の確認を行ったのはいつか。

佐久間建設総務課長

先週の9月6日です。

**【質疑終結】**

**【意見】** なし

**【採決】**

議案第81号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第82号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第53号 「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（建設部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

杉田委員 市道1-525号線舗装改修支援事業について、資料に断面図があるが、市が行う工事内容を伺いたい。

諸星道路維持  
担当参事 今回の工事は、すべてプロペ商店街振興組合が設計委託、工事発注を行います。所沢市は既存ブロックの撤去等の基礎工事費に相当する2,000万円を上限として、市が負担金として支出するものです。

杉田委員 工事期間、工事方法を伺いたい。

諸星道路維持  
担当参事 工事期間は、プロペ商店街振興組合に確認したところ、国庫補助事業の募集要領の中で、事業実績報告書の提出期限が平成26年2月15日までとなっていることから、期限に間に合わせるために、1月末には工事を終了させたいと伺っています。また、工事方法は、人通りが多いため、夜遅くから朝方までの夜間工事で施工することになると思われます。

杉田委員 雨水等が流れるよう、中央を高くするのか。

諸星道路維持 担当参事	現在の横断勾配は中心線から両側に2%あります。プロペ商店街振興組合では今より緩やかにしたいという希望があり、既存マンホール等の調整が可能であれば1.5%程度になると思います。
石本委員	どのぐらいの距離で区切るかなど、やり方によって店舗にも影響が出ると考えられるが、計画を伺いたい。
諸星道路維持 担当参事	今後、請負業者からプロペ商店街に施工計画書が提出されるため、現時点で具体的な計画は把握しておりません。
植竹委員	上限が2,000万円とのことだが、工事費の総額を伺いたい。
諸星道路維持 担当参事	工事費の総額は、約1億1,300万円と聞いております。そのうち建設部で撤去等の基礎工事費を試算したところ、税抜きで約2,000万円だったため、これを上限に負担することとしたものです。
植竹委員	差額をプロペ商店街振興組合が負担するというのでよいか。
諸星道路維持 担当参事	総額から、補助金や負担金を除いた差額がプロペ商店街振興組合の負担となります。



久保田委員 土台が重要で、モルタルを張る前の基礎をしっかりとやっていただき  
いと考えるがどうか。

諸星道路維持 そのようにプロペ商店街振興組合に伝えたいと思います。  
担当参事

杉田委員 壊す平板は、枚数が多く、丈夫なものもたくさんあると思われるが、リ  
サイクルをするのか。

諸星道路維持 廃材の処分方法についても、施工計画書に記載されます。現在は大部分  
担当参事 がリサイクルセンターに持ち込みになっておりますので、そのようになる  
と思います。

石本委員 市道4-245号線（ハナミズキ通り）歩道等整備事業について、建設  
水道常任委員会で北海道伊達市に視察に行った際に、15年から20年ほ  
ど前に電線の地中化工事がされた歩道の現地視察をしたが、現在は道路に  
段差が生じていたが、そういったものを防ぐ工法はあるのか。

仲道路建設課 道路の段差を防ぐ工法ですが、砂の埋め戻しには水締め工法を用いた  
長 り、路盤は十分転圧を行うなどの沈下防止を図っています。地盤も周りが  
関東ローム層で赤土であり、水の道もなく段差等の発生は少ないものと思

います。ハナミズキ通りは歩道整備工事までには間がありますので、その間に自然転圧もされます。北海道伊達市の状況も情報としていただいたので、参考にしたいと思います。

桑島委員

国からの支出金から660万円減ったということだが、申請したのは道路補助金ではなく交付金なのか。

仲道路建設課  
長

平成22年からは社会資本整備総合交付金になりました。

桑島委員

補助金ときは、基本的に県が確定したものは、減額されることはそれほどなかったと思うがどうか。

仲道路建設課  
長

減額されることは、ほとんどありませんでした。

桑島委員

交付金化してからは、出る予定の交付金が出ないことがある。予算立ての際には、堅く見積もった方がよいのではないか。

仲道路建設課  
長

直近ではほぼ満額交付されていたことから、今年度も満額を見込んだものです。

桑島委員 国から県に配分される交付金の総額が減額になったのか、それとも県の中での分配が変更されてしまったのか。

仲道路建設課長 今年に限っては、国の交付金が県からの要望額よりも少なかったと考えます。

桑島委員 県の中ではすべての事業が一律減額なのか、それともその中で満額出るものと減額されるものがあるのか。

仲道路建設課長 他の自治体においても、要望額の約6割から約8割程度交付されているようですが、新規事業や少額のものには10割近く交付されているようです。

石本委員 地上機器用ハンドホールの設置について、議案資料には「関係業者との調整の結果、今年度実施する工事に併せて行うことが必要」との記載があるが、調整結果について、時系列的に伺いたい。

仲道路建設課長 平成25年5月22日に関係事業者との調整会議を行いました。地上機器用ハンドホールは後から設置できることから、当初は共同溝工事の完了後を予定しておりましたが、来年以降再度歩道を掘削することとなり、沿線の方々にご迷惑をおかけすることとなるため、今年度工事内に設置し、

次は電気の引き込み工事だけという工程にしたいとの事業者との調整結果を受け、今年設置したいということになったものです。

石本委員

当初予算のときに示された工期に影響はないのか。

仲道路建設課

影響はないと考えています。

長

杉田委員

北海道伊達市を視察した際に、街灯等で電線が断線のため点灯できない状態のものがあり、断線位置がわからないので、断線位置を探すために掘るのに費用がかかったりして、意外と維持管理に費用を要すると聞いてきたが、断線等が発生した際の対策について伺いたい。

仲道路建設課

占用工事等で電線を切ってしまった場合は断線箇所が特定できますので、早期に復旧できると聞いています。また、下に電線が入っているという表示板を必ず入れているので、そういうものに注意して掘ってもらう、あるいは事前に占用物件の調査をしてもらうということで防げると思います。他の要因で断線等が発生した場合は、維持管理している電気や通信のケーブルの状況を把握するためにボックスを設置しておりますので、その間の管路の中のケーブルの出し入れが迅速にできるようにするため、事業者と協議していこうと思っています。

久保田委員	地震が頻発しているが、地震に強い材質のものが適用されているのかどうか伺いたい。
仲道路建設課 長	ボックスは、頑強なコンクリート製のものを設置します。それを結ぶ管材については、連結する部分が伸縮するものを使用しており、材質は、肉厚な硬質塩化ビニル管を使用します。
石本委員	今回の電線地中化工事に当たり、下水管やガス管も一緒に工事してしまうというような打ち合わせはしているのか。
仲道路建設課 長	事前に占用物件については協議し、古いものや工事に支障のあるものについては移設していただきました。
石本委員	どの辺をまとめてやってもらったのか。
仲道路建設課 長	下水道の移設はありません。水道管は1工区の西側で、移設とともに耐震性のあるものに替えています。ガス管については、西友小手指店付近で一部移設を行っております。
石本委員	市道3-5号線用地取得事業について、残り12%の地権者とは何人ぐらいいるのか。また、交渉状況を伺いたい。

仲道路建設課  
長

残りの地権者は共有名義が多く正確な人数は把握していません。用地取得状況で申し上げますと、所沢新町、北岩岡地内はほぼ100%、神米金地内は約98%、下富地内は約92%、花園は63%です。花園地内についての用地交渉は、住宅等の建て替え時に用地協力のお願いをしています。

石本委員

松葉道北岩岡線の計画道路に関して、開通すればラク所沢の前の道は多少交通量が減るのではないかという説明を以前受けた。松葉道北岩岡線ができて交通量がある程度減ったら拡幅をやめる等の計画変更はするの  
か。

仲道路建設課  
長

市道3-5号線の全長は2,000m以上あり、狭山市へのアクセス道路でもあり、計画道路以外で狭山市に直接通じていることから重要な道路であるとともに、災害時における避難路としても十分使用可能な道路と考えています。また、花園地内は住宅が立ち並んでおり、拡幅は難しいものと思いますが、そういう地区であることから、より余裕のある道路とすることが必要と考えます。用地買収率も6割を超えておりますので、時間はかかるかと思いますが、拡幅を進めてまいりたいと考えます。

石本委員

公園の労務単価の上昇について、具体的に伺いたい。

木崎公園課長	いろいろな労務単価がありますが、平均15%ほど上がります。
高橋建設部長	内容は、公園の除草、清掃、樹木の剪定等の委託料です。
石本委員	現在、予算が足りないことから、除草や剪定に影響は出ているのか。
木崎公園課長	高木剪定にしわ寄せが出ており、現在高木剪定は14公園で作業を必要としていますが、予算は4公園分しかできない状態です。お認めいただければ残りの10公園の作業ができます。
桑島委員	植物管理委託料の平均の公園課の入札率は何%か。
木崎公園課長	請負率で約95%です。
桑島委員	請負率が95%を超えるとよくないというのが契約の世界のひとつの基本的な考え方だと私は思っている。単価が上がったのでできないというが、もう少し競争性を発揮する仕組みも一方で考えたほうがよいのではないか。見解を伺いたい。
木崎公園課長	除草については、公園は毎日市民に利用されており、草の繁茂はどの公園も同時期であることから、約2週間程度での除草作業の完了を考えてお

ります。今後、高木剪定については、作業量を考慮し、公園数をまとめ、発注件数を減らした上で、指名業者数を増やすなどしていきたいと考えております。

石本委員

当初予算でよりもさらに5%安く請け負ってもらっているという認識でよいのか。

木崎公園課長

これまで出した委託については、その分が安くなっております。

石本委員

財務部長の6月定例会の説明だと、5%の配当保留をしていたので、解除すれば足りるということであった。請負率が95%ということは、配当保留分があるため、100%あった予算の90%というイメージなのか。

木崎公園課長

植物管理委託料については、5%の配当保留はありません。今回560万円の補正をお願いしていますが、現実に除草委託等を出しており、その部分の請負差金を考慮しております。除草については、旧単価と新単価を比較し、実際に細かく計算した上昇分については約820万円です。請負差金を引きまして、560万円です。

石本委員

工事請負費は配当保留があるが、委託料はないということである。裏を返せば、他の労務単価は、工事請負費等の関係である。今回委託で出てき



たのは、公園等の一部であるが、委託は今年3月28日に国から発表されていて、労務単価が上昇することはわかっている。当然のことながら、足りなくなることはこの段階でわかっていたと思うが、6月の段階で補正を出さなければならないという課内の議論はなかったのか。

高橋建設部長

工事の場合は、材料費など他の部分もあって、全体的に労務単価は15%上がっていますが、工事費全体としては押し上げたのは5~6%です。落札した結果、5%ぐらい落ちていれば予算内で収まるだろうというのはあります。委託は、ほとんど人件費なので、その影響で、剪定ですと約20%上がったものもあります。6月補正に出さなかったのは、入札をした結果契約の差金が出て、4公園について、高木剪定のみでやめる状態であり、除草などはきちんとやっている状態であり、9月にはある程度年度全体の最終的な必要金額はわかってくるので、6月ではなく今回補正予算を出したものです。

**【議案第53号当委員会所管部分建設部質疑終了】**

**【意見・採決保留】**

休 憩 午後0時0分

**【説明員交代】**

再 開 午後1時0分

○議案第54号 「平成25年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地  
区画整理特別会計補正予算（第1号）」

【補足説明】 なし

【質 疑】

石本委員

狭山ヶ丘区画整理事務所の職員4名の平均年齢は何歳か。

新井狭山ヶ丘

平均年齢は55歳です。

区画整理事務

所長

石本委員

主に用地交渉をしているのは誰か。

新井狭山ヶ丘

所長の私と、副主幹、主査の3名で用地交渉を行っています。

区画整理事務

所長

石本委員

職員を配置する上で、用地交渉の今後の見通しについてどのような見解  
を持っているのか。

新井狭山ヶ丘

今年度、職員が大幅に入れ替わりましたが、引き続き丁寧に大型地権者  
との交渉を行っていきたいと考えております。

区画整理事務

所長

石本委員

用地交渉も長きにわたっているが、現在の職員より若い職員を入れて、交渉等の後継者を育てる考えはあるのか。

新井狭山ケ丘

区画整理事務

平均年齢も高いので、若い職員が入ってくれば、交渉経緯も引き継がれるので、若い職員は必要と考えます。

所長

荒川委員

大型地権者との交渉が進まないとのことだが、大型地権者を除外して区画整理を進めることは不可能なのか。

新井狭山ケ丘

区画整理事務

施行区域を変更することになると、換地計画をはじめとした事業計画を変更しなければなりませんので、減歩率や清算金に影響してくることから、考えておりません。

所長

小山街づくり

計画部長

土地区画整理事業につきましては、地権者の皆様の御理解を得ながら進めることが一番望ましい姿だと思っております。狭山ケ丘土地区画整理事業については長い期間が掛かっておりますが、今後につきましても大型地権者の御理解を得るべく一生懸命、交渉に邁進したいと思っております。既に仮換地を済ませている地権者の方々や、清算金の交付を受ける予定の

方々にも大きな影響を及ぼしますので、計画の見直しは難しいかと思えます。早期完成に向けて引き続き、様々な手法について、十分検討したいと考えております。

### 【質疑終結】

### 【意見】

荒川委員

日本共産党を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。国の圧力で地方公務員の給与を下げるということは、もってのほかであり地方自治を侵害するものです。地方交付税の算定に影響があるからということで、市の独自の判断で行うものですが、当初予算よりプラス1億円の交付額という実態もあり、削減する必要は全くないことも明らかになっていますので反対します。

### 【採決】

議案第54号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第53号 「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（街づくり計画部）

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【議案第53号当委員会所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午後0時0分

【説明員交代】

再 開 午後1時0分

○議案第53号「平成25年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分

**【意見】**

荒川委員

日本共産党を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。議案第57号についても地方自治を侵すものとし会派として反対の立場でありますので、関連する議案第53号についても反対いたします。

石本委員

民主ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から市道4-245号線（ハナミズキ通り）歩道等整備事業の電線地中化工事に関して意見を申し上げます。建設水道常任委員会の行政視察で、北海道伊達市の電線地中化工事について現地視察を行い、電線地中化後の経年劣化により歩道に段差が生じており、バリアフリーの点で課題がある現場を見てきました。今回の質疑を通して担当課によると地盤なども要因ではないかと分析されているようですが、ハナミズキ通りが伊達市の歩道のようにならないよう担当課も注意して頂きたいと思います。また、水道、下水道、ガス管などの修繕計画も再度見直して頂き、道路に穴を掘る回数を極力少なくして頂くよう望み賛成の意見といたします。

**【意見終結】**

**【採決】**

議案第53号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のと

おり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

○その他

石本委員

9月19日に市営住宅管理事務の管理代行について、特定事件として審査することを提案する。

福原委員長

特定事件「住宅・住環境について」として「市営住宅管理事務の管理代行について」、9月19日、午前10時から特定事件として審査することによいか。（委員了承）

散 会（午後1時20分）